

令和2年8月17日

千歳会労働組合

委員長 内山 美和子 殿

首都圏青年ユニオン連



貴組合の当組合交渉成果に対する掠奪行為について

冠省

令和2年7月29日に、当組合と社会福祉法人千歳会との間で開催された団体交渉において、当組合が獲得した交渉結果に対する貴組合の主張につき、当組合の意見を述べさせていただきます。

貴組合は、「首都圏青年ユニオン連合会の組合員だけ昇給するのはおかしい」という旨の主張をされております。

この点、我が国では、同一企業内に複数の労働組合が併存する場合には、各組合は、それぞれ固有の団体交渉権及び労働協約締結権を補償されており、一方の労働組合が締結した合意内容が当然に他の労働組合にも及ぶものではありません。

また、貴組合は、貴組合と社会福祉法人千歳会との間で開催された団体交渉において、当組合のことを「まっとうな労働組合ではない」「あやしげな団体」等の、罵詈雑言を並べ立て誹謗中傷し、当組合が運営する掲示板の掲示物を不当に破棄・隠匿する等の行為をもって、組合活動の妨害を行って来られました。

この間、当組合は、貴組合のように反社会的活動にいそしむことなく、労働者の権利保護及び拡充を図る本来の労働組合としての活動を貫き、今回の交渉結果を獲得したものです。

貴組合におかれましては、誠実に使用者企業と交渉する、組合員を増やす等の労働組合としての「まっとうな」努力を一切することなく、散々「まっとうな労働組合ではない」等誹謗中傷し、活動妨害を行ってきた当組合の交渉結果を掠奪するような主張をされ、「まっとうな労働組合」として恥ずかしくないのでしょうか。

当法人の疑念に対し、是非とも見解をお聞かせ下さい。

なお、当組合と致しましては、これまで貴組合から受けてきました数々の活動妨害行為及び犯罪類似行為に鑑み、今後一切貴組合と共闘する意思はございません。また、貴組合は、組合員から組合費まで徴収し、上部組織も存在することから、誠実に本来の組合活動を行えば、当組合員と同等の利益を貴組合員にもたらしことは決して難しいことではないと思慮致します。

つきましては、貴組合におかれましては、散々妨害を行ってきた当組合の活動から甘い汁を吸うことだけを考えず、労働組合として誠実に活動を行い、「まっとうな労働組合」とし

て組合員の権利拡充を目指して下さい。

当組合と致しましても万一社会福祉法人千歳会が、「努力した者の成果を、怠けていた者に対しても平等に与えろ」という正当な根拠なき要求を易々と受け入れるような企業であるのならば、組合員の権利保護のため、使用者企業への監視の目をより厳しくすると共に、組合員の昇給等の要求により、組合員の権利拡充の実現を図ってゆく所存でございます。

なお、貴組合代理人の黒葛原弁護士に対しては本件に関連して既に千葉県弁護士会に対して懲戒請求をしているところですが、このあまりに事理の分別のない弁護士の提出書面から、貴組合執行委員長の内山氏が法人との団体交渉時に、法人側の同意なく無断で動画を撮影していたことが明らかになっております。この点については、撮影された団体交渉参加者のうち一名は、団体交渉時においては千歳会労務担当として参加した者ではありますが、同人は当組合の組合員でもありますので、同人の肖像権が侵害されたことについて、貴組合に対して強く抗議するとともに、法人に対しても、本件について厳正に対処するよう求めて参る所存です。

最後に、黒葛原弁護士は、ホームページ上で組合活動に関する収支報告等をしていなければ、労働組合とは言えないという独自の主張を展開されております。この理論によると、内山氏が率いる労働組合はホームページすら有しておりませんので、労働組合法上の労働組合であるための要件を全く具備していないにもかかわらず、労働紛争に「正当な権限を有さずに介入している非弁集団」ということになります。黒葛原弁護士は貴組合の代理人でもありますので上記帰結は貴組合もご了承の上でのことであると理解しております。当組合としては、新入社員及び外部に対して、貴組合が、肖像権侵害等を行う、不法な非弁集団であることを周知し、全ての労働者が働きやすい労働環境の実現をしていく所存です。

草々